

国際会計基準審議会御中

2006 年6 月2 日

**IFRS 第 2 号「株式報酬」修正公開草案「権利確定条件及び取消し」
に対するコメント**

我々は、IFRS 第 2 号「株式報酬」修正公開草案「権利確定条件及び取消し」に対してコメントする。ここに記載されている見解は、企業会計基準委員会(ASBJ)による正式なものではなく、その中に設けられた国際対応専門委員会のメンバーによるものである。

質問 1—権利確定条件

同意しない。

公開草案の BC3 項で言及されているような、ある従業員株式購入制度では、従業員に対して一定の期間にわたって制度への拠出を行うことを求めている。このような拠出の要求は、勤務条件にも業績条件にも該当しないが、持分金融商品を従業員に対して発行するために充足されるべき条件であるので、権利確定条件と考えるべきである。

したがって、当該条件が満たされなかった場合には、権利不確定による失効として扱い、今まで計上した費用を戻し入れる会計処理が妥当であると考えます。

質問 2—取消し

質問 1 に対する我々の見解に従えば、公開草案の BC 7 項で述べられているような相手方による取消しは、権利確定条件の不達成である。したがって、企業による取消しと同様に処理するのではなく、権利不確定による失効として会計処理すべきものと考えます。

なお、我々は IFRS 第 2 号第 28 項(a)に規定されている取消しの会計処理には反対であることを付言しておきたい。IFRS 第 2 号 BC 第 237 項では、付与日において測定する方法を採用した場合には、ストック・オプションの修正及び廃止についての規定は、企業が株式やストック・オプションを修正又は廃止することによって、付与日の公正価値を基に報酬費用を認識することを回避することを可能とするものであってはならないとされている。しかしながら、取消しにより企業と従業員との間に契約が存在しなくなるため、そもそも費用の認識は必要なかったことと考えられるので、すでに認識した費用については戻し入れるべきであると考えます。

我々のコメントが IASB の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長